

第2号様式(第10条関係)

令和7年 4月 21日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

仲村 家治



令和6年度 政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 仲村 家治

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	1,052,166	議会ニュース印刷代 ポスティング代/離島新聞折込代
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	126,990	時事通信デジタル版(7月～3月分) 琉球新報デジタル版(7月～3月分)
事 務 所 費	64,290	来客用駐車場
事 務 費	76,392	パソコンリース代、事務用品購入代
人 件 費	0	個人負担あり(計上せず)
合 計	1,319,838	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 30,162 円

經費區分別支出一覽表

經費區分

廣聽廣報費

[illegible]

充当割合：政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告（仲村 家治版） 印刷部数 20,000 部

（新聞折込 19,365 部、手配り/議会報告会等 500 部、予備 135 部）

領 収 証

No. _____

仲村家治

様

★ ¥386,917-

但し印刷代として

2024年 12 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



T5810040964117

いちわ印刷

代表者 新城 英 博
〒901-0146 沖縄県那覇市具志1-3-12
TEL&FAX 098-857-9129

充当割合：政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告（仲村 家治版） 印刷部数 20,000 部

（新聞折込 19,365 部、手配り/議会報告会等 500 部、予備 135 部）

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は
ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容	取扱日	連続番号	取扱店番
お支払	061227	0057207E	
銀行番号	取引店番	口座番号	
0188			
万	五千	百	十
300	100	50	10
5	1		

センター取引時刻	取引金額		
16:42:21	¥386,917		
センターコード	お取引後残高		
備考 (手数料)			
テスウリヨウ ¥495			
オツリ ¥0			

お振込先
沖縄海邦銀行

お受取人 イチワインサツ シンジヨウ
ヒデアキ 様
ご依頼人 ナカムラ イエハル 様

振込日 06.12.27 N010452

① 沖縄銀行

充当割合：政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告（仲村 家治版） 印刷部数 20,000 部

（新聞折込 19,365 部、手配り/議会報告会等 500 部、予備 135 部）

請求書

いちわ印刷

代表者 新城 英
〒901-0146 沖縄県那覇市具志1-3-12
TEL&FAX 098-857-9120

登録番号 T5810040964117

品番	品名	数量	単価	金額(税抜)	✓	摘要
1	活動用紙(令和6年12月)	20000	13.15	263000		
2	" 新聞折込 本島	17765	4.50	79943		
3	" " 離島9月	700	5.50	3850		
4	" " " 新報	900	5.50	4950		
5						
6						
7						
8						
			10%対象 小計	351743	消費税額等 35174	
✓は軽減税率対象			8%対象 小計		消費税額等	
			税込合計	4386917-		

HISAGO BS635T

充当割合：政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告（仲村 家治版） 印刷部数 33,000 部

（新聞折込 31,760 部、手配り/議会報告会等 700 部、予備 540 部）

領 収 証

No. _____

仲村 家治

様

★¥664,259-

但し 県議会活動ニュース

2025 年 3 月 3 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



いちわ印刷

代表者 新城 英樹
〒901-0146 沖縄県那覇市具志1-3-12
TEL&FAX 098-857-9129

T5810040964117

充当割合：政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告（仲村 家治版） 印刷部数 33,000 部

（新聞折込 31,760 部、手配り/議会報告会等 700 部、予備 540 部）

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は
ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容	取扱日	連続番号	取扱店番
お支払	070331	0314137E	
銀行番号	取引店番	口座番号	
0188			
万	五千	二百	500,000,000,000,000,000

センター取引時刻	取引金額		
13:47:58	¥664,259		
センターコード	お取引後残高		
備考 (手数料)			
テスウリヨウ ¥495			
*****	オツリ ¥0		

お振込先
沖縄海邦銀行

お受取人 イチラインサツ シンジ ヨウ
ヒデ アキ 様

ご依頼人 ナカムラ イエハル

振込日 07.03.31 N010532

◎沖縄銀行

充当割合：政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告（仲村 家治版） 印刷部数 33,000 部

（新聞折込 31,760 部、手配り/議会報告会等 700 部、予備 540 部）

請 求 書

仲村家治 様

2025 年 3 月 27 日

いちわ印

代表者 新城 英

F001-0146 沖縄県那覇市具志川1-1-1

TEL&FAX 098-857-9129

登録番号 T5810040964117

品番	品名	数量	単価	金額(税抜)	✓	摘要
1	県議会活動ニースト7年分	33,000	12.00	396,000		
2	新聞折込 タイムズ 本島	15,405	6.50	100,133		
3	〃 離島	695	7.50	5,213		
4	〃 シンボウ 本島	14,925	6.50	97,013		
5	〃 〃 離島	735	7.50	5,513		
6						
7						
8						
✓は軽減税率対象				10%対象 小計	603,872	消費税額等 60,387
				8%対象 小計		消費税額等
				税込合計	¥664,259-	

11HISAGOBS635T

費報廣聽

仲村 家治 様

チラシ内容	仲村家治 県議会ニュース				
折 込 日	2025年03月31日(月)	折込枚数	15,660 枚	サイズ	A3

[illegible]

上記の指定期日通り、佃琉球新報社に折込配布したことを、ご証明申し上げます。

株式会社琉球新報開発

本社／沖縄県那覇市天久905番地
TEL (098) 865-5268
中部／沖縄県沖縄市仲宗根町25-6
TEL (098) 938-3535

広報紙充当可能割合確認票

議員名

仲村 家治

広報紙名	紙面割合
令和6年12月号	●全体面積: $29.7\text{cm} \times 21\text{cm} \times 2\text{面} = 1247.4\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 1247.4\text{cm}^2) = 1 \div 100/100$以下
令和7年3月号	●全体面積: $29.7\text{cm} \times 21\text{cm} \times 4\text{面} = 2494.8\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2494.8\text{cm}^2) = 1 \div 100/100$以下

沖縄県議会議員 仲村家治

会派沖縄自民党・無所属の会
令和6年12月号
沖縄県議会
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-3 6階
電話: 098-866-2754 FAX: 098-866-2773

詳しくは
会派ホームページへ



このたび、6月定例会並びに9月定例会の活動をまとめた議会ニュースを発行いたしました。

私たち沖縄自民党・無所属の会は、これまで、玉城デニー県政の基地問題一辺倒の県政運営や、度重なる行政のミスや不祥事を追求してまいりました。

6月定例会では、県が発表した給食費無償化に係る市町村への補助制度に対して議論するとともに、知事公約から大きく後退した施策内容について追求してまいりました。

9月議会では、新たに県ワシントン駐在に係る問題が発覚しました。多くの事実が8年間もの間、隠蔽されてきており、今後、徹底的に問題点を洗い出し、ワシントン駐在事業の可否を追求してまいります。

私はこれからも県民の命と暮らしを守り、県経済の発展、安全・安心な社会の構築、沖縄の自然と歴史、伝統・文化の継承・発展などに向けて、県政を質し、課題解決に全力で取り組んで参ります。

令和6年6月定例会

仲村 家治 一般質問 要旨

平和行政について

- (1) 今年の慰霊の日に当たり知事の所感を伺う

スポーツアイランド構想について

- (1) 知事は6月28日に「奥武山陸上競技場を」リーグ規格（屋根付きスタンド）スタジアムに改修して2031年度に供用開始する」と表明したその概要と、あわせて今議会に提出した令和6年度補正予算の概要を伺う

道路行政について

- (1) 老朽化による早急な対策が必要な道路・橋梁等の改修・改良箇所がある
特に那覇大橋の建替工事は計画より遅れていると感じるが、進捗状況を伺う
- (2) 国道331号山下交差点から県道7号線への渋滞は以前に比べ悪化しているが、原因分析と渋滞解消の対策を講じているのか伺う

海の安心・安全について

- (1) 沖縄県の水難事故の現状（令和5年度）及び、直近（令和6年度）4月～6月の暫定値を伺う
過去実績と比較してどのような傾向があるのか伺う

- (2) 今般の水難事故に対して、各部局による水難事故防止に向けた取組と、具体的な達成目標について伺う
- (3) 令和6年度から文化観光スポーツ部で実施している巡回パトロールの状況を伺う
- (4) 令和6年第1回定例会で一般質問した宇堅・安座真海浜公園、西原・与那原マリンパークでの安全管理費用に関して伺う
- (5) 各ビーチの委託費の内訳と人件費の単価は適正か伺う

離島振興について

- (1) 南大東村の貯水池、圃場整備、かんがい施設整備等の進捗状況について伺う

我が会派の代表質問との関連について

- (1) 子ども給食費無償化について
現時点でどのような制度設計を市町村に説明し、また財源をどのように確保していくのか全小学校、中学校の給食費無償化をするために必要な予算額を伺う
- (2) 昨年度の補正予算において、離島における無電柱化の推進予算が計上されたが、離島地域、特に南部離島における無電柱化の進捗状況を伺う
- (3) 観光目的税創設の見通しと、その財源を活用した事業展開についてどのような戦略を持っているのか市町村や観光関係団体との協議の状況を伺う

令和 6 年 9 月定例会

仲村 家治 一般質問 要旨

知事公約の給食費無償化について

- (1) 市町村との調整はどうなっているか状況を伺う
特に 11 市との調整を問う

教育行政について

- (1) 学校現場での働き方改革の状況について伺う
(2) 県立特別支援学校の教職員による校内駐車場の交通誘導について把握しているか
本来の業務ではないと思うが、県の改善策を問う

スポーツアイランド構想について

- (1) 新 J リーグ規格スタジアム建設に向けての進捗状況を伺う

沖縄県の IT 産業関連について

- (1) 今や AI の技術革新が職場や日常生活等に普及しつつある
AI による県内 IT 産業の雇用に対する影響について
どのように ISCO は対応しているか伺う

海の安心・安全について

- (1) 沖縄県の水難事故の現状及び直近 1 月～9 月の暫定値を伺う どのような傾向があるのか伺う
(2) 令和 6 年度から文化観光スポーツ部で実施している巡回パトロールの状況を伺う
(3) 観光立県としてマリンレジャー等の安全確保や予算に対してどのようなビジョンを持っているのか知事に問う

戦後処理問題について

- (1) 日本軍による旧小禄村土地接収の代償事業の概要を伺う
(2) 小禄地域の自治公民館の老朽化による建て替えについて
小禄地域は、戦前戦後の旧日本軍飛行場・米軍那覇基地、復帰後は那覇空港・自衛隊基地等と国や県に多大な貢献をしてきた 今回の建て替えは国と那覇市が主体ではあるが、住民の負担を軽減するためにも沖縄県として補助事業を創設して支援すべきである見解を問う

離島振興について

- (1) 台風の影響により一般食品、飲料品、野菜や冷凍食品を輸送する船便が長期にわたり欠航が続き、南北大東島等の小規模離島の住民に多大な影響が出ている
備蓄倉庫を設置することが必要だと考えるが、見解を伺う

我が会派の代表質問との関連について

- (1) 知事訪米でワシントン事務所がどのような役割を果たし、どのような成果が得られたか、十分な費用対効果が得られたか伺う
(2) 危機管理について、県民の生命・身体の安全を守る知事として、リーダーシップをどのように発揮するのか伺う

- (3) 観光目的税の導入について、導入に当たって課題は山積しており、どのような課題認識とスケジュール感を持って進捗を図っていくのか伺う

～ 9 月定例会一般質問を終えて ～

1. 知事公約の給食費無償化の問題点を質問したが当初の公約から後退していると言わざるを得ない。那覇市の場合、中学校給食費総額(5億 4500 万円)のうち就学援助分(1 億 900 万円)と物価高騰分(8460 万円)を除いた(3 億 4,000 万円)の 1/2 相当額の(1 億 7066 万円)が沖縄県の無償化対象額(試算案)になる。これは総額の 31% に過ぎない。この点を丁寧に説明すべきだと追求した。追加措置として小学校の給食費についても拡充することを求めた。
2. 新 J リーグ規格スタジアム建設の質問には、知事自ら答弁し、新スタジアム建設に期待が持てるが、継続して質問を行っていききたい。
3. 戦後処理問題では小禄地域の課題を質問したがこれからも問題解決するまで質問を続けていききたい。
4. 離島振興については小規模南部離島の離島苦解決に向けて今後も継続して質問していききたい。



令和 6 年 9 月定例会 経済労働委員会

令和 6 年 10 月 15 日 (火) 「海の安心・安全」について、一般社団法人沖縄ライフセービング協会からの県議会陳情があり、県議会経済労働委員会において、代表理事音野太志氏、相談役屋良朝仁氏を参考人として招致し意見聴取を行いました。

(陳情内容)

- (1) 県内全てのビーチにおいて、適正かつ適切なレベルでの安全管理業務を確立するために指定管理の枠組みから監視業務を分離し、仕様発注方式へ変更し、県が必要額を負担すること
- (2) ライフガード業務に従事する者が、適正な知識・技術を習得するために、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者の安全の確保等に関する条例第 8 条に定める水難救助員及び監視員に必要な資格取得費用の補助を目的とした給付金制度を設けること
- (3) パブリックビーチにおけるライフガードが能力に応じた適正な価格で業務に従事できるように、労務規格に応じたライフガードの適正単価を県が定めること
- (4) 全てのパブリックビーチにおいて実態調査を行い安全監視業務委託料金が適正な価格で支出されているか検証すること

沖縄県議会議員

仲村 家治

会派・沖縄・自民党

令和7年3月号

沖縄県議会

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-3 6階
電話:098-866-2754 FAX:098-866-2773

詳しくは
会派ホームページへ



このたび、令和6年11月定例会並びに令和7年2月定例会、議会活動をまとめた議会ニュースを発行いたしました。

去年の9月議会で発覚したワシントン駐在員活動事業の問題は、県議会に大きな混乱を招いております。

11月議会において、以下の問題等が次々に明るみに出ました。

①地方自治法無視の株式会社設立 ②違法の疑いのある就労ビザの取得 ③駐在員の不適切な身分取扱い

④不透明な資金の流れ ⑤虚偽公文書作成や文書虚偽の疑い

このような問題を8年間も隠し決算認定に付してきたことに対して、私たち沖縄自民党・無所属の会は、まず令和5年度一般会計決算を不認定とすると共に、一連の諸問題に関して監査請求動議を可決させました。

その後、議会での百条委員会の設置や、沖縄県での調査検証委員会を立ち上げることになりましたが、県当局は何の調整や報告もないまま2月議会において、ワシントン駐在活動

事業を含めた一般会計予算総額8,894億円を議会に対して提出したのであります。

このような議会軽視の対応に対して、私たちは当初予算案を差し戻す動議を可決させました。2月議会は県民の生活を見据えた予算を審議する重要な場であるにもかかわらず、知事はワシントン駐在活動事業の予算に固執し、予算案に政治的判断を入れたため、混乱を招くことになったのであります。

県民第一で考えるならば、約4,000万円、全体の0.04%に満たないこの事業の予算案で混乱を起こすことなく、議会前の調整段階で与野党と丁寧に協議をして提示すべきでありました。

そして全体の予算案とは別に切り分けして、百条委員会や県の調査検証委員会の結果が出た後に補正を組むという方法を取るべきであったと思います。

今回、知事には県民生活を優先した柔軟な判断が欠けており、このような事態に陥った責任は重いと言わざるを得ません。

令和6年11月定例会

仲村 家治 一般質問 / 県答弁 (抜粋)

知事の政治姿勢について

(1) 学校給食費無償化に向けた取組について

知事は市町村長と、膝を交えて意見交換を開催すべきだと思うが見解を問う

(2) 沖縄県における主な自衛隊基地は、航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地、海上自衛隊那覇航空基地と那覇市小禄地域に集中している

戦前、海軍小禄飛行場から、戦後の米軍基地、復帰後に自衛隊基地へと変遷し、常に小禄地域の住民は基地と共存して来た。

このような歴史を有する小禄地域の住民に対し、知事の所感を伺う

(3) 陸上自衛隊記念行事について

ア. 記念行事に三役が出席しなかったその理由を問う

イ. 来る12月8日に開催される航空自衛隊那覇基地「美ら島エアフェスタ2024」への三役の参加の有無について伺う

本土復帰したとき私は小学校5年生。そして小禄中学校が成人式の会場になったのが、中学に入ってからだったと記憶しています。

当初那覇市は、那覇市民会館一ヶ所で式典を開催しており、その際、那覇市長が 新成人に招待状を出していましたが、当時の市長は自衛隊を認めておらず、自衛官の方に招待状を送っておりませんでした。そのため、自衛官の方は成人式の式典には出席していませんでした。

その後、式典開催が地域毎に分散され、実行委員会形式に移行されました。実行委員会は那覇市の住民名簿に基づいて、成人の方全員に招待状を出しましたので、当然、自衛官の方も式典会場である小禄中学校に足を運ぶことになったのです。当時、自衛官の方はほぼ全員が小禄地域に住んでおりました。

しかしながら、自衛隊を認めない県民の一部が校門に押し寄せ、来場する自衛官を阻止して成人式会場から追い返す事態が発生したのです。泣きながら帰る自衛官もあり、心を痛めた小禄地域の有志が42年前に小禄地区自衛隊親睦会という会を設立しました。現在私は5代目の会長になりますが、親睦会を通して自衛隊の皆さんと親しく交流を重ねて参りました。

しかし、最近は小禄地域で自衛隊に対する反対運動を目にすることがあります。今後、小禄地域での陸自の記念式典や、空自エアフェスタ等にも「自衛隊反対」という横断幕を掲げた方々が現れるのではないかと危惧しております。

私自身も親が自衛官である同級生と親しく付き合ってきたし、またこれまでの小禄地区自衛隊親睦会の活動を考えると、そのような反対運動には強い憤りを感じるのです。

自衛隊に対する沖縄県の立場を明確にする為にも、知事や県三役が小禄地域の自衛隊基地の記念行事にぜひ参加して欲しいと考えます。

県知事 答 弁

復帰以降の自衛隊に対する様々な考え方の中で、小禄地域住民の皆さんが自衛隊と共にあるというような関係を作っていこうということにおいては、非常に御苦労されてきたということを我々もしっかり認識しておかなければならないと考えております。

自衛隊は我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える沖縄県にとって急患搬送、不発弾処理、大型台風時のリエゾン派遣など、また災害の復旧・復興においても県民の生命財産を守るという点で大きく貢献をいただいております。そのことを深く捉えて、これからも自衛隊の式典や様々な催しについても、県三役を含めて調整出席をさせていただきたいと思っております。

教育行政について

令和6年9月議会で質問した、県立特別支援学校における教職員による校内駐車場の交通誘導について改善されたのか伺う

スポーツアイランド構想について

(1) 新Jリーグ規格スタジアム建設の進捗状況と、FC琉球のライセンスの状況を伺う

県 答 弁

現在、基本計画に基づく整備計画の策定に取り組んでおり、去る11月19日には、第1回Jリーグ規格スタジアム整備計画検討委員会を開催し、施設計画や事業スキーム等について検討を行いました。また、県のスタジアム整備に向けた取組の進展を受け、9月27日にはFC琉球の2025シーズンクラブライセンスの交付が決定されたところです。

県としては、引き続きFC琉球、那覇市、関係機関等と連携し、スタジアムの早期整備に向けて取り組んでまいります。

海の安全・安心について

- (1) 水難事故の現状と昨年度の同時期（4～9月）との比較はどうか、また、死亡・行方不明者の割合は昨年同時期と比較してどうか伺う
- (2) 今年度、水難事故が多く発生している地域と、その地域に対する次年度の取組を伺う
- (3) 沖縄県の水難事故を減少させるためには、海浜に関する Water Safety やシュノーケルなどの体験学習を小学校から取り入れるべきだと思うが、教育長の見解を伺う
- (4) 沖縄のきれいな海で、1人たりとも死亡者を出さないという姿勢を示すべく水難事故死亡者ゼロ宣言を掲げてはどうか、知事の見解を伺う

我が党の代表質問との関連について

- (1) 先の本会議での決算の不認定、監査請求などを鑑み、少なくとも監査委員会の審査結果が出るまで、ワシントン駐在所は閉鎖、もしくは休業すべきだと考えるが見解を伺う
- (2) 付加価値の高い農林水産ブランド品の開発について先日報道された、「NTTアクア社と紅仁社が、る過と管理で連携」について、報道の詳細を把握しているか、また、沖縄県の陸上養殖には画期的な技術革命だと思うが所感を伺う
- (3) 観光目的税の導入、観光振興基金、財源を活用した事業執行について、特に海の安全・安心への事業関連予算を確保すべきだと考えるが見解を伺う

～ 11月定例会一般質問を終えて ～
質問所感としては、以下の通りです。

1. 知事から学校給食無償化に向けて、市町村長との意見交換を早急に開催する旨の答弁を引き出した。
2. 小禄地域の住民に対して、これまで自衛隊基地と共存をしてきたことに知事から感謝の言葉を引き出せたことは大きな成果である。
3. 海の安全・安心対策では、文化スポーツ観光部長から、次年度は巡回パトロールを八重山・宮古地域にも拡大し、予算も増額するとの回答をもらった。

また、今後の観光目的税の使途についても海の安全安心に関する予算を確保していく旨の方針を確認することが出来た。

4. 付加価値の高い水産ブランド品の開発において、紅仁社と NTT アクア社との連携は、革新的な陸上養殖に寄与すると確信した。

令和 7 年 2 月定例会

仲村 家治 代表質問 / 県答弁 (抜粋)

防災減災・県土強靱化について

- (1) 沖縄県として南海トラフ地震への対策と心構えをどのように考えているのか伺う
- (2) 先月末の埼玉県八潮市の道路陥没事故に鑑み、本県の上下水道の老朽化状況と今後の対策について伺う
- (3) 県の保有する多くの公共施設については、公共施設の総合管理の観点から、公共施設等総合管理計画が策定されているが、計画策定の意義と今後の維持管理や更新に係る費用の概算について伺う
- (4) 11月北部豪雨については、災害救助法の適用が県の不手際により不可能となり重大な問題が生じた。再発防止の考え方、国による防災体制整備の動向、そして災害見舞金の給付の進捗を伺う

県 答 弁

災害救助法の適用に関し連絡体制が十分でなかったことから、県では、同法に関する緊急連絡窓口を一本化するとともに、防災関係機関との連絡体制の再構築や各機関の防災行動を時系列で見える化した「おきなわ県域タイムライン (仮称)」の策定を進めております。

また、国の支援制度を参考に今回の災害に特化した県独自の見舞金を創設しており、令和6年12月から申請受付を開始し、2月時点で準半壊以上の罹災証明書が発行された全65世帯に合計約3,669万円の見舞金を支給しております。

- (5) 災害物資の備蓄について、必要量は確保できているのか、また、消費期限を過ぎた備蓄物資の活用、更新費用はどのようにしているのか伺う
- (6) 離島地域をカバーするドクターヘリまたは消防防災ヘリは、防災対策の観点から導入が喫緊の課題であると思うが、県の認識と今後の見通しを伺う
- (7) 防災対策の観点からも学校等公共施設の堅牢化を図り、シェルター機能を整備する方向性を取るべきであると思うが、県の考え方を伺う
- (8) 11月北部豪雨に鑑み、県内河川浚渫の今後の計画と護岸整備事業の促進について伺う

文化観光スポーツ行政について

- (1) オーバーツーリズム対策について

ア. オーバーツーリズム対策についての県の基本的な考え方について伺う

- イ. 離島観光にフォーカスすると、その規模によってオーバーツーリズムの量や質に違いがあると思うが、実態と対策について伺う
- ウ. 第6次沖縄県観光振興基本計画においては、沖縄観光の質の向上に言及されているが、具体的にどのような取組を進めているのか伺う
- エ. 県内におけるライドシェアの利用状況はどのようなになっているのか伺う

- (2) 観光目的税について

ア. 県は、観光目的税の導入に係る条例について、議会への提案を延期する方針を決めたが、その理由は何か、また、今後改めて議会に提案する時期はいつ頃になるのか伺う

イ. 市町村における入域税等の賦課について、如何に調整するのか伺う

ウ. 県は離島住民から徴収した宿泊税を自治体に返還する交付金を創設するとしているが、徴収された税金をどのように住民に還付するのか伺う

- (3) 沖縄観光の動向について

ア. 直近年度の入域観光客数及び観光収入、1人当たり観光消費額を伺う

イ. 観光ビッグデータ収集のため、官民連携の考え方を伺っているのか伺う

ウ. 今後沖縄観光の量の点から、目標数値などを考えているのか伺う

- (4) 文化芸術・芸能の振興について

ア. 県民誰もが芸術に触れる機会を増やす施策や取組について伺う

イ. 県内芸能家団体の協議体などはあるのか伺う

ウ. 沖縄伝統芸能を文化として継承をしていくため、卓越した技能を有する芸能家を育成するための取組について伺う

- (5) スポーツ活動支援について

ア. 離島児童生徒の部活動渡航費用助成についての実態を伺う

イ. スポーツ振興は心と体の健康を維持する目的もあり、企業の健康経営の観点で県は何か取組を行っているのか伺う

- (6) アニメツーリズムについて

「沖縄で好きになった子が方言すぎてツラすぎる」、いわゆる沖ツラが話題となっているが、アニメ原作で登場する地域や場所などは、アニメツーリズムとして新しい沖縄観光のコンテンツとなる可能性があり、県としても業界とのタイアップ等が必要かと思うが見解を伺う

- (7) 那覇一文字防波堤の活用について

那覇港管理組合でも議論が継続されているが、法的側面のクリアが課題となっている。釣り文化の振興という観点から、県として安全確保策の取組、国への働きかけなどを行っていく考えはないか伺う

県 答 弁

釣り文化の振興なども重要であると認識はしております。しかしながら、安全管理上の支障を来すことはあってはならないと考えており、那覇港管理組合の構成団体の一員として引き続き連携していきたいと考えております。

那覇一文字防波堤は、階段があり上陸しやすい場所もあり、50年近く釣り人が利用しておりました。これは、渡し船の事業者が水産課に渡し船の許可申請をして行われていたものです。またこの間、管理者である那覇港管理組合も立入禁止区域にもかかわらず注意等は行っていない状況にありました。

現在、渡し船の事業者が5社程度あり、那覇一文字防波堤への渡し船をなりわいとしておりますが、昨年10月に突然、那覇港管理組合から法改正に伴う渡し船の禁止を通告される事態がおきました。渡し船の事業者にとっては死活問題であり、あまりにも不親切な対応と言わざるを得ません。

年間1万人近い釣り人が一文字防波堤に渡って、事故は過去10年の統計で5件程度で死亡事故もない。そういう意味では、渡し船の事業者は安全対策もしっかり対応している状況にあると考えます。

私は那覇港管理組合議会の議長を務めており、事業者から那覇港管理組合に対する陳情を受けて那覇一文字防波堤の現場を視察しました。また先月、国が全国で進めている「釣り文化の振興」指定地域21か所の内、唯一沖防波堤がある長崎県の五島列島青方へ那覇港管理組合議会の議員メンバーで視察も実施しました。

「釣り文化の振興」は沖縄県として、県管理の港湾防波堤における釣りの文化振興にも資するものであり、1万人の釣りファンがいる那覇一文字防波堤についても利用させていくことが出来ないのか、那覇港管理組合と連携し取り組むべきであると考えます。

(8) 琉球泡盛文化の振興について

ア. 琉球泡盛の国内消費状況を伺う

イ. 泡盛を文化としてPRしていく上で、県はどのように取り組むのか伺う

(9) 海の安全・安心、マリンレジャー振興について

ア. 沖縄県の水難事故の現状について、どのようにすれば水難事故を減少できると考えるのか、知事の見解と今後の方針と目標を伺う

イ. 沖縄県水難事故防止に係るワーキンググループについて、発足以降どのような施策を進めてきたのか伺う。

ウ. マリンレジャーの振興に当たって、県内経済へ及ぼす影響を県は把握できているのか伺う

(10) 伝統工芸や現代工芸の振興策について

おきなわ工芸の杜を県民に周知していく必要があると思うが、運営の状況と周知広報の在り方について伺う

経済産業振興について

(1) モーダルシフトの状況について

ア. カーボンニュートラルに向けて、県内のモーダルシフトの状況について伺う

イ. 輸送部門の構造改革に係る費用は、確実に価格転嫁がなされるものか伺う

(2) AI技術の活用について

ア. DXの観点から庁内においてAI技術を活用する考えはあるのか伺う

イ. 民間事業者におけるAI技術の活用支援について、県の取組を伺う

(3) 洋上風力発電の計画について

ア. 海洋に囲まれた本県において、洋上風力発電に対してどのような認識を県は持っているのか伺う

イ. 今後、適地の選定等が進んでいく見込みなのか伺う

(4) 企業利益ランキングから見る県内企業の動向について

ア. 県内企業の収益率の向上に対する県の取組について伺う

イ. 事業承継の課題と対策について伺う

(5) スタートアップ施策の状況について

ア. 知事が会長を務めるおきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムが策定した目標値の進捗状況について伺う

イ. 2028年までの目標達成の見通しと課題について伺う

(6) コロナ融資の返済状況について、現時点での総括を伺う

沖縄県議会 経済労働委員会 パラオ・台湾視察（令和7年1月19日～22日）

パラオ視察では、沖縄県とパラオの友好の歴史が想像以上に深いことを感じました。EEZ利用枠の拡大、水産物の輸出の拡大、観光業への参入、人的交流などを通して更なる友好関係を築いていくべきだと考えます。

台湾視察では、立富畜牧場の現場視察、台湾農業部、台湾労働部との意見交換などを行いました。特に台湾農業部との意見交換では、プロモーションビデオによる高度な技術革新・AIを活用した最先端技術の導入などの説明を受け、台湾農林水産業の発展を垣間見る思いでした。沖縄も参考に研究すべきだと感じました。



パラオ海洋養殖普及センター視察



台湾農業部との意見交換

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

經費區分

資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/19	時事通信社 デジタル版(単価10,000円+税×7月から3か月)	33,000	全額	33,000
4/19	時事通信社 デジタル版資料購入代 振込手数料	495	全額	495
毎月払	琉球新報 デジタル版(単価3,000円税込×7月から3ヵ月)	9,000	全額	9,000
10/31	時事通信社 デジタル版(単価10,000円+税×10月から6か月)	66,000	全額	66,000
10/31	時事通信社 デジタル版資料購入代 振込手数料	495	全額	495
毎月払	琉球新報 デジタル版(単価3,000円税込×10月から6ヵ月)	18,000	全額	18,000
資料購入費 充当合計				126,990

〒901-0153

沖縄県那覇市

仲村 家治 様

お客様番号



領収証

仲村 家治 様
領収金額 66,000円
(消費税等 6,000 円を含む)
期 間 令和 6年 4月 1日~令和 6年 9月 30日

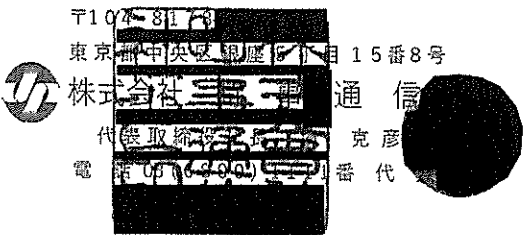
領収日 令和 6年 4月 19日
領収番号 4116713

▼この件についてのお問い合わせ先
那覇支局 (TEL:098-867-1211)

種類	配信先 (敬称略)	数 量	月 額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報モニタ)	仲村 家治	1	10,000	6	60,000
		10%	【対象金額】		60,000
			【消費税等】		6,000

上記の通り領収いたしました。

$66,000 \div 6 = 11,000円$
 $7月 \sim 9月 11,000 \times 3ヶ月 = 33,000円$



充当割合：政務活動 のみ全額充当

資料購入費

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん ナッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は、ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容	取扱日	連続番号	取扱店番
お支払	060419	1631	136B
銀行番号	取引店番	口座番号	
0188			
万	五千	二千	千
500	100	50	10
5	1		

センター取引時刻	取引金額		
15:14:29	¥66,000		
センターコード	お取引後残高		
備考(手数料)			
デスウリヨウ		¥495	
オツリ		¥0	

お振込先

みずほ銀行

お受取人 カジ シ ツウツンマ 様

ご依頼人 ナカムラ イエハル 様

振込日 06.04.19 N010U47

① 沖縄銀行

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0012

領収書番号 2408-0266

支払い日 2024年7月4日

支払い方法 JCB - 1412

株式会社キメラ-AE-

〒104-0004

東京都

千代田区

大手町 1-6-1

(〆

ae_support@ximera.com

登録番号 T1011001064635

請求先

01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3

2024年7月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2024/07/04 ~ 2024/08/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
小計				¥3,000
合計 (税抜き)				¥2,727
消費税 (¥2,727 の 10% (内税))				¥273
合計				¥3,000
支払い金額				¥3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0013
領収書番号 2510-0399
支払い日 2024年8月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
ae_support@ximera.com
登録番号 T1011001064635

請求先
01H6X6SJ E8HQY6KS8RX9QXKBX3

2024年8月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2024/08/04 ~ 2024/09/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
小計				¥3,000
合計 (税抜き)				¥2,727
消費税 (¥2,727 の 10% (内税))				¥273
合計				¥3,000
支払い金額				¥3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0014
領収書番号 2903-1287
支払い日 2024年9月4日
支払い方法 JCB-1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
ae_support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3

2024年9月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2024/09/04 ~ 2024/10/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
小計				¥3,000
合計 (税抜き)				¥2,727
消費税 (¥2,727 の 10% (内税))				¥273
合計				¥3,000
支払い金額				¥3,000

充当割合：政務活動 のみ全額充当

資料購入費

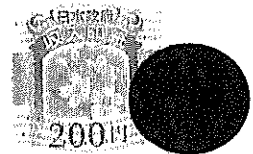
〒901-0153

沖縄県那覇市

仲村 家治

様

お客様番号



領収証

仲村 家治

様

領収金額 66,000円
(消費税等 6,000 円を含む)

領収日 令和 6年 10月 31日

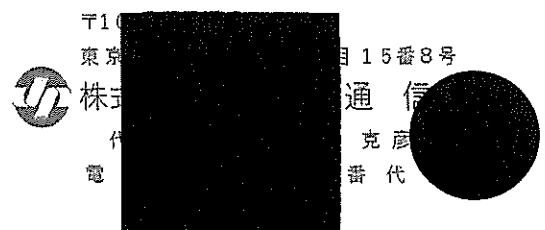
領収番号 4156994

期 間 令和 6年 10月 1日~令和 7年 3月 31日

▼この件についてのお問い合わせ先
那覇支局 (TEL:098-867-1211)

種類	配信先 (敬称略)	数 量	月 額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報エフ)	仲村 家治	1	10,000	6	60,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		60,000 6,000

上記の通り領収いたしました。



資料購入費

 おきぎん キャッシュカードご利用明細

取引内容 お支払	取扱日 061031	連続番号 9191	取扱店番 469A
-------------	---------------	--------------	--------------

銀行番号	取引店番	口座番号
0188		

[illegible]

センター取引時刻 16:03:35	取引金額 ¥66,000
----------------------	-----------------

センターコード	お取引後残高
---------	--------

*****	備考（手数料） デスウリヨウ オツリ	¥495 ¥0
-------	--------------------------	------------

お振込先
みずほ銀行

お受取人 カ) シ" シ" ツウシンシヤ

ご依頼人 ナカムラ イエハル

振込日 06.10.31 N017015

④ 沖縄銀行

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0015
領収書番号 2016-0370
支払い日 2024年10月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk - AE -
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
(support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJES8HQY6KS8RX9QXKBX3
[Redacted]

2024年10月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2024/10/04 ~ 2024/11/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
	小計			¥3,000
	合計 (税抜き)			¥2,727
	消費税 (¥2,727 の 10% (内税))			¥273
	合計			¥3,000
	支払い金額			¥3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0016
領収書番号 2306-9895
支払い日 2024年11月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3
[Redacted]

2024年11月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2024/11/04 ~ 2024/12/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
	小計			¥3,000
	合計 (税抜き)			¥2,727
	消費税 (¥2,727 の 10% (内税))			¥273
	合計			¥3,000
	支払い金額			¥3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0017
領収書番号 2280-4913
支払い日 2024年12月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
ae_support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3

2024年12月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2024/12/04 ~ 2025/01/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
小計				¥3,000
合計 (税抜き)				¥2,727
消費税 (¥2,727 の 10% (内税))				¥273
合計				¥3,000
支払い金額				¥3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0018
領収書番号 2125-7911
支払い日 2025年1月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
ae_support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3
[Redacted]

2025年1月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2025/01/04 ~ 2025/02/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
	小計			¥3,000
	合計 (税抜き)			¥2,727
	消費税 (¥2,727 の 10% (内税))			¥273
	合計			¥3,000
	支払い金額			¥3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0019
領収書番号 2110-4736
支払い日 2025年2月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
日本
support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3
[Redacted]

2025年2月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2025/02/04 ~ 2025/03/04	1	¥ 3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥ 2,727)	¥ 3,000
小計				¥ 3,000
合計 (税抜き)				¥ 2,727
消費税 (¥ 2,727 の 10% (内税))				¥ 273
合計				¥ 3,000
支払い金額				¥ 3,000

領収書

請求書番号 D5D12C7E-0020
領収書番号 2705-6183
支払い日 2025年3月4日
支払い方法 JCB - 1412

株式会社Sun Asterisk -AE-
〒104-0004
東京都
千代田区
大手町 1-6-1
本
ac_support@ximera.com
登録番号 T4010601044077

請求先
01H6X6SJE8HQY6KS8RX9QXKBX3
[Redacted]

2025年3月4日に ¥3,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	税金	金額
琉球新報デジタル 2025/03/04 ~ 2025/04/04	1	¥3,000	10% 内 税 (対象 額 ¥2,727)	¥3,000
小計				¥3,000
合計 (税抜き)				¥2,727
消費税 (¥2,727 の 10% (内税))				¥273
合計				¥3,000
支払い金額				¥3,000

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/31	事務所来客用駐車場料金7～9月分 (賃料、発行手数料、銀行手数料込)	21,430	全額	21,430
3/31	事務所来客用駐車場料金10～3月分(42,860円) (賃料、発行手数料、銀行手数料込)	42,860	全額	42,860
事務所費 充当合計		/	/	64,290

領 収 書

仲村 家治 様

金額

¥ 42,860 円也

但し、駐車料金42,000円、口座振替手数料660円

(R6年4月分～R6年9月分)領収書手数料200円

令和06年08月31日 上記正に受領いたしました。

住 所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏 名 (株) エナジーホーム

登録番号：T5360001026276

42,860 ÷ 2 = 21,430 円
(7月～9月分) (充当額)

領 収 書

仲村 家治 様

金額

¥ 42,860 円也

但し、駐車料金42,000円、口座振替手数料660円

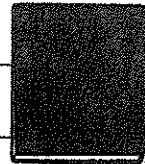
(R6年10月分～R7年3月分)領収書手数料200円

令和07年03月31日 上記正に受領いたしました。

住 所 那覇市金城2丁目11番地の4

氏 名 ㈱ エナジーホーム

登録番号：T5360001026276



事 務 所 概 要 申 告 票

議員名 仲村 家治

1. 物件の所在

住所	那覇市宇栄原1019-1 1階
電話番号	098-851-8182

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☒ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☐ 専用事務所
☐ 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☐ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☐ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

印

賃貸人 氏名

印

住所

事務所費充当状況申告票

議員名 仲村 家治

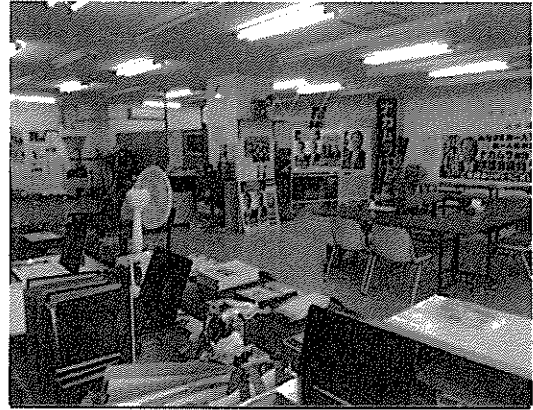
1. 事務所の状況

住所	那覇市宇栄原1019-1(1階)
----	------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	
------	--

充当割合の説明：

自己所有物件の為充当なし

(関係経費)

家賃(月額)	円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

印

事務所費

添付資料

政務事務所 来客用駐車場 外観



駐車場一時使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 仲村 家治 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	那覇市字宇栄原1021-1、1021-8、計2筆		
	名称	宇栄原駐車場	指定場所	⑬

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和 2年 6月 12日から 令和 3年 6月 11日までの 1年間
------	------------------------------------

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)		月額7,000円 /	
敷金	7,000円	礼金	0円
支払期限: 毎月27日までに翌月分を支払う			
支払方法	1. 口座振替	金融機関: 琉球銀行 []	
	2. 振込	口座番号: []	
		口座名義人: ユ. エナジー	
	3. 持参	持参先: (有) エナジー	
	備考欄	※口座振替の場合、琉銀・沖銀は月額110円、ゆうちょは月額55円の手数料がかかります。	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	氏名	有限会社エナジー
	住所	那覇市金城2-11-4

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の車両の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。 /

(賃料)

第3条 乙は頭書（4）の記載に従い、賃料（駐車場使用料）を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。

三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(敷金)

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の改造、模様替又は工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 駐車場内に乙以外が所有する自動車その他物品を置くこと。
- 二 駐車場において有害、危険もしくは近隣の迷惑となる行為をすること。

事務所費

(乙の管理義務)

第6条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

(契約期間中の修繕)

第7条 甲は、費用が軽微な修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、費用が軽微な修繕につき自らの負担において行うことができる。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたとき、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったときは、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の場合を除き乙が本契約に定める義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(解約)

第9条 甲及び乙は、相手方に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、解約申入れの日から30日分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第10条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

2 乙は、第8条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

3 本契約終了時に本物件に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

事務所費

(甲の通知義務)

第11条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(5)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第12条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 1ヶ月以上の不使用。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第13条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.5%の割合による延滞損害金と、さらに督促手数料として2000円を支払うものとする。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。また連帯保証人の債務の額の極度額は賃料の24か月分とする。

(賠償責任)

第15条 乙又はその関係者の故意、過失により、甲の設備、造作、駐車場の他の自動車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第16条 甲は、甲の過失なく駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故、火災・天災等による事故被害に対してその責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第18条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第19条 特約事項については、頭書(7)に記載するとおりとする。

事務所費

頭書(6) 更新に関する事項

本契約期間満了の1ヶ月前に、甲乙ともに何ら申し出がないときは同一条件をもって自動更新とする。

頭書(7) 特約事項

第1条 この駐車位置に違法駐車等があった場合、甲及び管理会社は、その対応に一切関与せずその責任を負わないものとする。

第2条 乙は、駐車場の使用にあたり、指定された区画から越境し、他の利用者の迷惑となるような駐車をしてはならないものとする。

第3条 本駐車位置は軽自動車限定となり、それ以外の車両は駐車してはならないものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月12日

甲・貸主 (代理人)	氏名 有限会社エナジー 代表取締役 高良 謙作	TEL 098-859-0003
	住所 那覇市金城2丁目11番地4	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 仲根 家治	TEL
	住所 那覇市	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

宅地建物 取引業者	商号(名称) 有限会社エナジー	代表者 高良 謙作
	事務所所在地・TEL 那覇市金城2丁目11番地4 ☎098-859-0003	
	免許証番号 沖縄県知事(3)第3986号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号(沖縄) 第 号
	業務に従事する事務所	有限会社エナジー

※印は実印

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/4	パソコンリース代(7月～9月分 単価7260)事務所	21,780	全額	21,780
10/3	パソコン再リース代(7月～3月分 単価1228)議会居室	11,052	全額	11,052
11/15	パソコンリース代(10月～3月分 単価7260)事務所	43,560	全額	43,560
事務費 充当合計		/	/	76,392

充当割合：政務活動 のみ全額充当

事務費

領 収 証

仲村家治

様

No. 20-15

金額

¥43,560 -

但し、パソコンレンタル代として

2024年 7 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

振込

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-72

収入印紙

沖縄県南城市大里市野1616
株式会社ビリガコンピュータ
TEL 098-975-7624 FAX 098-975-7626

$43,560 \div 6 = 7,260$ 円

(7月~9月分

$7,260 \times 3ヶ月 = 21,780$ 円

事務費

充当割合：政務活動　のみ全額充当

韓城路

2024年4月30日

PIRKA[®] (株)ピリカコンピュータシステムズ
Pirka Computer Systems

Pirka Computer Systems

T 901-1207

沖繩県南城市大里古堅1118-1

TEL: 098-975-7624 FAX: 098-975-7626

攜帶電話

登錄號 T2-3600-0101-7641

苗山味

[illegible]

振込先銀行

沖繩銀行

株式会社 ビリカコンピュータシステムズ

お振込の場合は、手数料のご負担をお願い致します

ご不明な点がございましたら

上記諸冊で「解説」下さい

SHARP

証收領

領收証番号	3J10T24
-------	---------

発行日 2023年10月10日

仲村家治事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥14,740
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（適格請求書）について

1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社

[illegible]

領 収 内 容 内 訳			
領収日	お支払方法 ご契約番号	金 額	円
2023年	☐ 口座振替		14740
10月 3日		14,740 ÷ 12ヶ月 = 1,228 円	
		7月、8月分 1,228 × 2ヶ月 = 2,456 円	
合 計			14740

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

YF016

SHARP

領收証

領収証番号	4J10439
-------	---------

発行日 2024年10月10日

仲村家治事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥14,740
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

納税申告紙印
東に付き
済認承署務税

※リース・割賦取引のインボイス（連絡請求書）について

1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費型の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳

領 収 内 容 内 訳		金 額	円
領収日	お支払方法 ご契約番号		
2024年	口座振替		14,740
10月 3日	14,740 ÷ 12ヶ月 = 1,228円		
	9月 ~ 3月分 1,228 × 7ヶ月 = 8,596円		
	7月、8月分 (2,456) + 9月 ~ 3月分 (8,596)		
	7月 ~ 3月分 = 11,052円		
	合 計		14,740

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

自動更新（再リース）のご案内

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、下記リース契約につきまして、先般ご案内の「リース期間満了のお知らせ」のとおり、リース契約約款に基づき、【現在のご契約内容】のリース期間満了日以降、右記【再リースの内容】で自動更新（再リース）の手続きをとらせていただく事になりますので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

【現在のご契約内容】

お問合せ番号	8601K6022794		
お客様番号			
ご契約番号			
リース期間満了日	2023年8月31日		
最終支払予定日	2023年8月3日		
お取扱店	株式会社 オキジム 那覇支店		
物件 明細	品名・機種名・台数	物件設置場所	
	パソコン1台	ナハシウエバル995-1-1F	
	液晶モニター	ナハシウエバル995-1-1F	
	FHVD45060P	ナハシウエバル995-1-1F	

自動更新（再リース）のご案内

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、下記リース契約につきまして、先般ご案内の「リース期間満了のお知らせ」のとおり、リース契約約款に基づき、【現在のご契約内容】のリース期間満了日以降、右記【再リースの内容】で自動更新（再リース）の手続きをとらせていただく事になりますので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

再リースを選択された場合、本帳票はインボイスとして保存ください。

【現在のご契約内容】

お問合せ番号	8601K602279A		
お客様番号			
ご契約番号			
リース期間満了日	2024年8月31日		
最終支払予定日			
お取扱店	株式会社 オキジム 那覇支店		
物件 明細	品名・機種名・台数	物件設置場所	
	パソコン1台	ナハシウエバル995-1-1F	
	液晶モニター	ナハシウエバル995-1-1F	
	FHVD45060P	ナハシウエバル995-1-1F	

2023年8月2日

お問合せ番号 8601K6022794

【再リースの内容】

再リース期間	2023年 9月 1日から 2024年 8月31日まで 1年間		
再リース料 (年額)	再リース料	13,400円	
	消 費 税	1,340円	
	合 計	14,740円	
お支払日	2023年10月 3日		
お支払方法	口座振替 (一括払い)		
●別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。			
●お支払方法が口座振替の場合、あらかじめ口座へのご入金をお願いします。			

*再リースをご希望されない場合

必ず左記リース期間満了日の7営業日前までに下記内容をご記入の上、ファクシミリにてご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

↓ 【ご記入ください】

☐ 物件をシャープファイナンス指定場所へ返還します。
注) 返還いただく際の費用は、お客様のご負担となります。

☐ 入替等によりお取扱店等に返還済または返還予定です。

お取扱店名 () (年 月 頃)

ご担当者 () (TEL)

ご署名

印

TEL

FAX

2024年8月2日

お問合せ番号 8601K602279A

【再リースの内容】

再リース期間	2024年 9月 1日から 2025年 8月31日まで 1年間		
再リース料 (年額)	税 抜 金 額	13,400 円	
	消費税 10%	1,340 円	
	合 計	14,740 円	
お支払日	2024年10月 3日		
お支払方法	口座振替 (一括払い)		
●別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。			
●お支払方法が口座振替の場合、あらかじめ口座へのご入金をお願いします。			

シャープファイナンス株式会社 事業者登録番号: T4120001005486

*再リースをご希望されない場合

必ず左記リース期間満了日の7営業日前までに下記内容をご記入の上、ファクシミリにてご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

↓ 【ご記入ください】

☐ 物件をシャープファイナンス指定場所へ返還します。
注) 返還いただく際の費用は、お客様のご負担となります。

☐ 入替等によりお取扱店等に返還済または返還予定です。

お取扱店名 () (年 月 頃)

ご担当者 () (TEL)

ご署名

印

TEL

FAX

充当割合：政務活動 のみ全額充当

事務費

領 収 証

仲村 家治

様

No. 20-16

金額

¥43,560-

但し、10/13に支払代金として

2024 年 11 月 15 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等 (%)

沖縄県南城市大里古路1118-1
株式会社リリコンビュー
TEL 098-973-7824 FAX

コクヨ ウケ-72

2024年10月31日

PIRKA (株)ピリカコンピュータシ
Pirka Computer Systems

T 901-1207

沖繩県南城市大里古堅1118

TEL: 0988-975-7624 FAX: 0988-975-7624

攜帶電話

T2-3600-0101-7641

苗山成

請求金額 ￥ 43,560

仲村家様

[illegible]

滙豐銀行

ヒリカコンピュータシステムズ 株式会社 義人 座口

お振込の場合は、手数料のご負担をお願い致します

ご不明な点がございましたら
上記担当者までご連絡ください

事務費

添付資料

政務事務所 パソコン

